

議案第4号

阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について

阿見町立君原小学校施設整備基金条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町立君原小学校施設整備基金条例

(設置)

第1条 町が設置する阿見町立君原小学校について、当該学校へ通学する児童の教育環境の充実を図り、もって小規模特認校(阿見町立小学校小規模特認校制度要綱(令和2年教育委員会告示第1号)第2条に定める学校をいう。)として特色ある教育活動を実現することを目的に、町が行う当該学校の施設整備及び管理に要する資金に充てるため、阿見町立君原小学校施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の目的に沿う寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号 説明資料

阿見町立君原小学校施設整備基金条例の制定について

【制定の理由】

阿見町立君原小学校は町内唯一の小規模特認校であり、教育環境の充実を図るとともに施設整備や学校管理に要する資金に充てるため、施設整備基金を設置するものである。